

令和8年2月定例会 産業労働企業委員会（急施議案）の概要

日時 令和8年2月26日（木） 開会 午後2時56分
閉会 午後3時55分

場所 第5委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺聡一郎副委員長
渋谷真実子委員、永瀬秀樹委員、荒木裕介委員、岡地優委員、鈴木正人委員、
小森克己委員、田並尚明委員、小早川一博委員、平松大佑委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
野尻一敏産業労働部長、萩原啓産業労働部雇用労働局長、
神野真邦産業労働部産業政策局長、
浪江美穂産業労働部地域経済・観光局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
島田徹産業支援課長、村井秀成産業創造課長、
北島義文産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、井澤清典金融課長、
関根良和観光課長、関根昌浩雇用・人材戦略課長、伊藤佳子就業支援課長、
下村修産業人材育成課長

久保佳代子労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
板東博之公営企業管理者、小島茂企業局長、島崎二郎経営企画部長、
加藤政寿水道部長、高橋理絵総務課長、忽滑谷真理子財務課長、
山本栄至地域整備課長、袈裟丸大水道企画課長、江田寿泰水道管理課長、
青木雄二主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第65号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち産業労働部関係及び企業局関係	原案可決
第66号	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願 なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渋谷委員

- 1 DXツール導入への支援について伺う。中小企業や小規模事業者が生産性を向上するために、DXツールの導入は大変重要であると考えている。今回の補助対象となるDXツールは、どのようなものを想定しているのか。また、導入することにより、どのような効果が期待されるのか。
- 2 加工用米等を使用する中小企業等に対する支援について、現在、様々な原材料の価格が高騰しているが、加工用米等に限った補助に至った理由と背景を伺う。

産業支援課長

- 1 DXツールの想定であるが、全体としては、生産性向上に資するようなDXツールを想定しており、例えば、会計システム、生産管理システム、顧客管理システム、在庫管理システムのようなものを想定している。これを入れた場合の効果だが、例えば、会計システムを入れることにより、仕訳作業や帳簿、決算書を自動化でき、経費精算システム等と関連付けて連携することで、手作業による転記ミスや計算ミスを防止できるという効果が期待できる。また、生産管理システムでは、在庫や工程の進捗を可視化でき、人員体制の平準化や詳細な原価管理などを実施することで無駄を削減し、生産効率の向上につなげ、品質の安定化や生産計画の精度向上といった効果が期待できる。また、顧客管理システムにおいては、顧客情報を一元化することにより、見積もりや契約、請求等を連携して行うことで、業務効率化ができ、正確性が向上する効果がある。一例ではあるが、これらの効果が期待できると認識している。
- 2 お米の価格は、ほかの品目と比べても非常に高騰しており、令和7年産の加工用米と酒造好適米の価格は、令和6年産と比較して、50%以上上昇している状況である。また、お米は、国が翌年度の需要量と生産量の見通しを作成するため、一般的な市場原理だけでは価格が決まらないという特殊な側面もある。その中でも、加工用米や酒造好適米は、生産者との事前の契約が行われるなど、供給元が限られるものである。このため、価格が高騰したときに、調達方法を工夫するなどして価格を抑えるなどの手段が取りにくい。このような、加工用米等の価格決定の特殊性や急騰の状況を踏まえ、これらを使用する県内中小企業に対して、価格高騰の影響を緩和するため、緊急的に購入費用の一部を支援しようとするものである。

渋谷委員

DXツールの導入を補助することは大変重要と考える。しかしながら、小規模事業者は人員に余裕もなく、専門的な知識を持った従業員がいるとも限らない。このため、どのようなツールを導入してよいのか分からない、また、申請手続までたどり着けないという理由で、せっかくの補助金を活用できないのが現状である。例えば、DXに関する専門知識を持った会社が、小規模事業者の相談からDXツールの選定、提案、県への補助金申請、購入まで、一貫してサポートできるような会社があれば、確実にこの補助金の活用は広がると思うし、税収の増収にも必ずつながると思う。この仕組みを、今すぐ県で導入するの

は難しいかもしれないが、インターネットを中小企業に普及させたのも、このような専門の会社である。DXを中小企業にもっと推し進めるのであれば、アフターサービスも丁寧で、導入したままではなく、その後の新たなDXの更新もできるという利点もあると思う。これらのDX導入も踏まえて、今回の小規模事業者の補助金活用について、申請手続等の負担をどのように軽減していくのか伺う。

産業支援課長

今回の補助金の申請手続については、ツール導入の補助金と併せて予算案を提案しているが、県内8か所に配置する経営サポーターを準備している。また、その方々は、商工団体の経営指導員などとともに、導入したい企業に対して申請に向けたフォローを行うことで、申請手続の負担を軽減していきたいと考えている。さらに、自分でDXツールを選べない、選んでくれる業者となかなかつながることができない、業者に接触すること自体、心理的にハードルが高いといった小規模事業者に対しては、今回、補正予算で上程している展示会を開催する。金融機関や経営サポーター、商工団体の経営指導員などが声掛けをして、実際にDXツールを手にとって体験できるような展示会への参加を促してまいりたい。その中で、自社に適したDXツールに出会い、契約に至れば、技術的なアフターフォローは、契約をした事業者などが提供できると考えている。補助金の活用についても、展示会の中で、補助金の案内窓口を設けてPRするほか、経営サポーターや商工団体の経営指導員が、中小企業に対して集中的な働き掛けを行ってまいりたい。

小早川委員

- 1 3ページの、省力化に資する設備投資への支援について伺う。今年度も同様の人手不足に対する支援事業が行われていると認識しているが、支援状況などの実績も踏まえ、需要に対して予算が十分に確保されているのか、予算規模の妥当性について伺う。
- 2 今回、人手不足の改善に加えて、持続的な賃上げ環境の整備が要件として加えられていると思う。要件にある賃上げを実施することについて、具体的にどういうことか、今回の要件に加えられた背景、意図について伺う。
- 3 4ページの、スキルやノウハウを持つシニア人材活用への支援について、改めて、この支援の目的を伺う。

産業支援課長

- 1 以前から行っていたもので人手不足対応支援事業があり、これは、令和6年度から実施している。令和7年度も実施しており、今年度の申請実績が約260件あった。この実績を基に、今回の補正予算として、350件分を想定して計上している。具体的には、今年度の260件をベースとして、新たに賃上げに取り組む企業を対象要件に加えたため、その分の企業数として、180件を上乗せして想定した。また、別途、DXツールは別の補助金として用意したが、今年度までは人手不足の補助金の中で見ていたため、その移行分として約90件を差し引き、350件と積算した。予算額は、この想定件数に対し、今年度の実績から平均の事業費を掛け、それに補助率を掛けて算出しており、予算規模として妥当に積算していると認識している。
- 2 中小企業は、付加価値に占める人件費の割合が高く、大企業と比べて賃上げの原資が限られている傾向がある。そこで、省力化に資する設備への投資を支援して、生産性向

上を図り、中小企業の賃上げの原資を確保する環境を整備することで、持続的な賃上げに取り組む事業者を支援するため、賃上げの要件を加えた。賃上げの具体的な内容は、平均の所定内給与額、時間外給与等を除く給与が、1年前の同じ月と比べて3%以上増加していることを、要件として設ける予定である。

雇用・人材戦略課長

- 3 企業を取り巻く経営環境は、エネルギー価格等の上昇によるコスト増、人手不足の深刻化など、厳しい状況にある。例えば、全国平均の最低賃金は、令和7年度の改定で、過去最高の引上げ幅となっている。県内経済の持続的発展には、県内中小企業の賃上げにつながる環境整備が必要であると考えます。今回、提案した事業は、県内企業がシニア人材バンクを通じて人材を登用し、シニア人材のスキル・ノウハウにより、生産性向上や販路開拓などを図り、賃上げにつなげる環境整備に取り組む企業に対して、補助を行うものである。

小早川委員

スキル・ノウハウを持つシニア人材活用の部分だが、生産性向上等による賃上げの環境を促進するため、あえて、シニア人材に限定した補助金にした理由があれば伺う。

雇用・人材戦略課長

国の調査では、60歳以上の方の6割以上が、65歳を超えても働きたいと考える一方、65歳以上で働いている方は4割未満という結果で、働きたいが働くことができないというシニア層が、一定層いる。また、これまでは、企業が経営課題を解決する上で、人材確保ということで念頭に置くのは、例えば、若者、女性、また、人手不足を補うという意味でのシニアといった考え方があると思うが、私どもがスキル・ノウハウを持つシニア人材と申し上げているのは、例えば、専門領域で実務経験10年以上などのノウハウを持つ方を、経営課題を解決したい企業に引き合わせるという考え方から、特化した形で、この事業の対象に、そういった人材を据えたものである。

平松委員

- 1 3ページの、「省力化に資する設備投資への支援」についてである。人手不足対応支援事業補助金が既にあり、それをベースに事業が組み立てられたと承知している。基本的な話だが、中小企業の省力化に向けた取組を阻む要因について伺う。
- 2 設備の導入・更新について、国の同様の補助金では、カタログ注文型と一般型ということで、二つの類型で申請可能だが、この事業ではどのようなのか。
- 3 人手不足の補助金の場合、国などの補助金との併用はできないが、同様なのか。
- 4 対象者は中小企業等とあるが、「等」に何が含まれるのか。
- 5 4ページの、スキルやノウハウを持つシニア人材活用は、働きたいが働けないシニアの方や、雇用が若者や女性に向かっている中で、シニアにも照準を合わせる、目を向けてほしいという話であったが、シニア人材バンク自体は昨年7月にスタートしていて、今までは補助制度がなかった。このタイミングで新たに補助制度を作った理由を伺う。

産業支援課長

- 1 人手不足対応支援事業は今年度も実施しており、その経験も踏まえて申し上げる。今年度の補助金では、予算額を上回る金額の申請があり、まず、金額的な要因があると考ええる。また、専門家派遣についても、予算を全て消化するニーズがあった。こうした今年度の実績から考えると、中小企業の導入が難しい要因として、資金面や導入に対する知見・ノウハウが考えられると認識している。
- 2 国の補助金では、導入できる製品の型番や業種が限定されるカタログ型と、各事業者の業務や導入環境に応じて設計された機械やシステム等を導入する一般型の区分である。県では、国と異なり、設備導入と設備更新の区分である。設備導入は、型番を指定するものではなく、例えば、測量機、産業用ドローンなど、補助対象となるカテゴリーを示し、それに合うものであれば使えるという形式であり、型番までは指定していない。一方、設備更新については、カテゴリーの指定ではなく、専門家が作成する支援カルテ、その事業者にはどういったものがふさわしいのか、どういう効果が得られるのか、専門家が見て、効果が見込まれる機器について、設備更新を対象とする。
- 3 国の補助金との併用はできない。
- 4 中小企業等の「等」には、会社や個人事業主のほか、例えば、企業組合、協業組合、事業協同組合なども含まれる。

雇用・人材戦略課長

- 5 中小企業の厳しい経営環境の中で、生産性向上等によって賃上げ環境の整備を促進することが本事業の目的であり、人手不足の緩和や目の前の課題解決にとどまらず、補助対象企業が、より一段高い賃上げにつなげる方針の下に、取組を進めるものである。今年度開始をしたシニア人材バンクの企業よりも、解決すべき課題のハードルは高いと考えている。働きたいという意欲あるシニアが一定程度おり、こういったシニア人材の活用は、県内中小企業の成長や賃上げにつながる環境整備に取り組むための有効な手段の一つと考えているが、企業にとっては、まだ、シニア人材を活用して課題解決を図るという意識が低いのではないかと感じている。そこで、本事業により、シニア人材によって生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備に取り組む企業の掘り起こしを図るため、補助事業というスキームで働き掛けを行いたいと考えている。

平松委員

- 1 まず、省力化に資する設備投資の支援は、既存事業を踏まえて設計されたと理解した。阻む壁として資金面、ノウハウ不足があり、専門家活用や補助金の話があると思う。コストに関して、イニシャルコスト以外にも、ランニングコストがかかり、また、ROI、設備投資から回収までの、幾らで元が取れるかというような話もあると思うが、専門家の助言の範囲は、そこまで至るのか確認する。
- 2 設備の導入・更新については、カテゴリーで示されるとのことで、より使いやすいと感じた。その上で、中小企業の技術面で、既存パッケージでは対応できず、スクラッチ開発が必要なものもあると思うが、それらも、カテゴリー内であれば対象となるという理解でよい。
- 3 シニア人材活用の思いは理解したが、ここで補助制度を新設したことに関して、シニア人材バンクを作ったものの足の踏む企業が多く、雇用のインセンティブとなるよ

う、本制度を作ったという理解でよいのか。

産業支援課長

- 1 企業にとって、その設備がふさわしいかを見ていただくのが、専門家の第一の仕事と考えている。コスト面や将来どの程度、役に立つのかについては、基本的には、企業が自社の予算や収益を見ながら検討するのが一次的だが、専門家も断定的なアドバイスはできないが、求めがあれば、有する知見の範囲で相談に乗ることは可能である。
- 2 予算の上限はあるが、補助の中でカテゴリーに当てはまるものであれば、対象になる。

雇用・人材戦略課長

- 3 シニア人材バンクは7月から開始し、人材の情報登録の伸びについては、企業の情報登録に比べて伸びているが、シニア人材を活用して課題解決を図ろうとする企業が少ない中で、今回は、賃上げにつながる取組という方針を掲げていただき、シニアを登用して取り組んでいただくものであり、委員御指摘の補助金の側面も、バンクの登録に資するものと考えている。

荒木委員

- 1 スキルやノウハウを持つシニア人材活用への支援について、本事業の予算が通った場合、どのくらいの審査と支給のスケジュールを想定しているのか。
- 2 本県は全国でもトップスピードで高齢化率が高まる中で、退職者や年配者の力を積極的に活用するべきと考えるため、この提案は評価する。一方、事業内容で、260万円の上限と600,000円の上限があり、前者は専業、新たに採用した場合、後者は副業・兼業の場合だと思う。企業から申請があったとき、専業か副業かの確認をどのように行うのか。申請自体は性善説で認めるのか、公的書類など、事実関係は担保されるのか。260万円と600,000円で差があるため、額の違いを認識する上で、しっかりとすみ分けをしてほしいので、確認する。

雇用・人材戦略課長

- 1 予算を認めていただければ、5月中旬頃から募集開始できるよう実施したい。
- 2 260万円が上限というのは、採用・雇用契約による場合は、労働条件通知書や雇用契約書の写しを添付していただく。また、副業・兼業の場合は、例えば、業務委託契約書などの写しを提出いただき、確認の上で補助決定し、その後、途中離職等もあり得るため、実績報告をしていただき、確認する。確実・適正な補助金支給を図ってまいりたい。

荒木委員

- 1 募集が5月中旬からを想定する中で、支給の時期はいつ頃なのか。
- 2 契約書は公的なものなので、基本的にはないと思うが、企業側が、仮に、兼業でも正規雇用と記載して申請すれば、理論上、受け入れざるを得ないことを懸念しているので、例えば、源泉徴収票、年末に出てくるため支給は後手にはなるが、そういったものまで確認した上で支給すれば、不正をほぼ確実になくしていけるのではないのか。そのような検討はあったのか。

雇用・人材戦略課長

- 1 補助金の支給は、年度末に実績報告を確認して、精算払とする。
- 2 実績報告時に、給与・報酬の支払の証明書などを徴収する形とする。

小森委員

今回の補正予算では、DXツールなどに補助金が投じられる予定である。EBPMの観点から、投じたDX対策などに対して、どれだけ生産性が向上しているか、最新の状況が検証できるよう、県として、生産性の指標を整備していくべきと考えるが、所見を伺う。現状、生産性向上が重要な課題になっているが、かなり古いデータしか把握できていないのが実情かと思うので、確認する。

産業支援課長

EBPMの観点から、DXを導入することによって生産性がどのくらい向上するのか、どのように検証・確認をしていくのかという質問と認識した。本事業では、補助対象として想定している1,000社の労働生産性が向上することを目指している。実績把握は、補助金申請時にDXツール導入により労働生産性が向上するという計画を提出いただき、実績報告時に実際どうだったのかを提出いただき、検証する。さらに、1年後に、計画に対し、実際にどのくらい向上したのかを再度提出いただき、効果を検証し、全体を見ていきたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

渋谷委員

3ページの、補正予算の概要の「（2）資本的支出」に、「防災・減災・国土強靱化の推進に迅速に対応するため、事業を前倒しする。」とあるが、吉見浄水場拡張関連整備のⅡ期及びⅢ期事業において、どのような工事を前倒しするのか伺う。

水道管理課長

「吉見浄水場拡張関連整備（Ⅱ期）事業」においては、浄水場間の連携・バックアップ体制を強化し、災害時の断水リスクを低減するため、東松山第二幹線と呼ばれる延長約2.2キロメートルの送水管の整備を進めている。この送水管路の進捗を図るべく、シールド工事や推進工事など、23工区、工事延長約8キロメートルに対して、前倒しを予定している。また、「吉見浄水場拡張関連整備（Ⅲ期）事業」については、吉見浄水場に日量150,000立方メートルの浄水施設等の整備を進めており、今回の補正により、基礎杭工事を促進させる予定である。

渋谷委員

Ⅲ期の工事の中で、基礎工事があるということであった。ここで、12月補正予算の審査の中では、大久保浄水場よりヒ素が検出され、ヒ素の除去による事業期間の延長について審査され、対策費用についての確認があった。その中で、土壌汚染調査について、今後検討していくという答弁があったが、吉見浄水場の拡張工事では、ヒ素等の土壌汚染調査をどのように行っていくのか。

水道管理課長

吉見浄水場拡張施設は、令和6年度から工事に着手している。着手前に、土壤汚染対策法に基づき、これまでの土地利用状況を確認したところ、建設用地の一部に、過去にコンクリート製品の製造工場が存在したことから、土壤汚染の調査を実施した。調査の結果、六価クロムが検出されたため、適切に処分を実施した。なお、地中深くの汚染状況は、事前の調査では詳細な把握が難しい面があるため、工事の段階に応じて、できる限り早期に把握し、適切かつ効率的な対策を講じるよう、調査方法などを検討している。土壤汚染物質による工事への影響を、できる限り小さくするよう努めていく。

【付託議案に対する討論】

なし